

# 除雪作業はルールを守って安全に行いましょう

町では、冬を快適に過ごせるように、計画的な流雪溝の整備や除雪計画に沿った道路の除雪などさまざまな事業を行っています。しかし、冬の生活を快適にし、冬期間の安全を確保するためには、町民の皆さまのご協力が必要となります。除雪作業を行う際には、ルールを守って安全に行いましょう。

## 【雪は決まった場所へ捨てましょう】

町では、雪捨て場として町内7ヶ所を指定しています。雪を捨てる際には、指定された場所をお願いします。雪と一緒にゴミなどを捨てると、不法投棄となり処罰される場合がありますので、ゴミなどは捨てないように注意してください。排雪作業の際は、周囲の安全をしっかりと確認し、事故のないように気をつけましょう。

また、屋敷周りや屋根雪は、道路に出さないでください。交通事故を誘発する恐れがあります。道路への雪出しは、道路交通法違反となり、処罰される場合があります。

## 【流雪溝を上手に利用しましょう】

### ～流雪溝の投雪ルール～

#### ① 転落防止の中網は絶対はずさない

流雪溝に転落したら、人命にかかわる重大な事故につながります。これまでも実際に死亡事故が発生しています。このような危険を防ぐためにも、流雪溝に雪を入れるときには中網を絶対に開けたり外したりしてはいけません。



また、転落の危険があるのは、流雪溝だけではありません。側溝についても、同じようにフタが開いたままの状態にしていると、歩行者などが転落する危険があります。本格的に雪が降ると、側溝を流れる水は勢いが強くなり水の量も多くなります。側溝のフタは、開けたままにしないようにお願いします。



#### ② 機械での大量投雪はしない

流雪溝の水は、流域の世帯数などから投雪量を計算して流しています。しかし、トラクターや除雪機械などで大量に投雪すると、計画以上の投雪量となって雪がつまったり水が溢れ出す原因になります。一度水上がりになると、人家への被害が出るばかりでなく、流域全体の流雪溝が使用できなくなりますので、機械を使った大量投雪はしないでください。

#### ③ 投雪時間を守る

流雪溝に流れる水をポンプアップする地区では、投雪時間が決められています。時間外の投雪は絶対にしないでください。また、自然水の地区でも、午後7時30分以降の投雪はしないでください。深夜や早朝の水上がりには対応できません。

#### ④ ゴミは捨てない

流雪溝へゴミを捨てることは環境悪化への第一歩です。大石田町の豊かな自然や郷土を守るためにも、流雪溝にゴミは捨てないようにしましょう。

#### ⑤ 投雪グレーチングは、使用后きちんと閉める

流雪溝を使用した後は、グレーチングを必ず閉めてください。雪などで浮いていると、除雪ドーザーにひっかり破損します。使用者の責任で修理していただくことにもなりますので安全に使用しましょう。

# 平成24年度町県民税申告相談のお知らせ

## ● 申告相談のご案内について

- ◎ 1月下旬に申告が必要と思われる世帯へ、封筒を送付します。  
封筒には、①世帯主名 ②申告日 ③申告時刻 ④申告会場が記載されています。申告日や申告時刻に都合がつかない方は下記までご連絡ください。
- ◎ 案内は世帯主名で送付しますが、申告が必要な家族の方も対象となります。
- ◎ 青色申告をされている方（世帯）や税務署で申告をされている方（世帯）へも案内を送付しています。税務署から案内があった方は、税務署等での申告をお願いします。
- ◎ 確定申告は、納税義務者が自ら作成するものですので、自署作成をお願いします。
- ◎ 電子申告（e-Tax）は、申告期間中は自宅から24時間提出が可能です。他にも還付金の処理が早い等のメリットがありますので、ぜひご利用ください。
- ◎ 申告の時期が近くなりましたら、お知らせ版等で再度お知らせします。

## ● 申告相談の日程について

| 期 日      | 地 区 名   | 期 日      | 地 区 名  |
|----------|---------|----------|--------|
| 2月 6日(月) | 庚申町     | 2月27日(月) | 岩ヶ袋    |
| 2月 7日(火) | 新町・川前   | 2月28日(火) | 新山寺・南通 |
| 2月 8日(水) | 本町・東町   | 2月29日(水) | 今宿・仲通  |
| 2月 9日(木) | 田沢上・横町  | 3月 1日(木) | 曙町・次年子 |
| 2月10日(金) | 来迎寺・黒滝  | 3月 2日(金) | 四日町    |
| 2月13日(月) | 八幡町・鷹巣1 | 3月 5日(月) | 海谷     |
| 2月14日(火) | 上宿・下宿   | 3月 6日(火) | 海谷     |
| 2月15日(水) | 川端・鷹巣3  | 3月 7日(水) | 豊田     |
| 2月16日(木) | 桂木町・大浦  | 3月 8日(木) | 豊田     |
| 2月17日(金) | 里・二丁目   | 3月 9日(金) | 駒籠     |
| 2月20日(月) | 上ノ原     | 3月12日(月) | 駒籠     |
| 2月21日(火) | 坂ノ上・愛宕町 | 3月13日(火) | 井出・白鷺  |
| 2月22日(水) | 小菅・栄町   | 3月14日(水) | 朝日町    |
| 2月23日(木) | 田沢下・緑町  | 3月15日(木) | 予備日    |
| 2月24日(金) | 佐田町・鷹巣2 | 3月16日(金) | 予備日    |

■ 町民税務課 税務グループ ☎35-2111(内線125・126)  
納税は忘れず、お早めに「軽自動車税、固定資産税、町県民税、国民健康保険税」